

患者さんへお願い

2022年4月以降の 不妊治療の 保険適応について

2022年4月1日より、保険診療で不妊治療を受けられる全ての患者さんに、『治療計画書』の作成が必要となりました。『治療計画書』の作成には以下の書類が必要となります。余裕をもって書類のご準備をお願い申し上げます。

- ①3カ月以内に発行された戸籍謄本^{注1}
- ②婚姻関係等申告および誓約書
- ③ご夫婦(パートナー)の感染症検査結果^{注2}

^{注1}・外国籍の場合は下記のいずれか

- ①個々の外国人登録証明書と住民票
- ②配偶者の戸籍謄本および本人の外国人登録証明書

^{注2}・当院での検査も可能

治療開始当日までのご提出が必要です



滋賀医科大学医学部附属病院
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE HOSPITAL